

【佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例の一部改正について】

〈趣旨〉

- (1) 平成29年11月定例会（佐倉市議会）において「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（以下「市条例」という。）」を一部改正し、再生土等による埋立て等を禁止いたしました。

その後、平成30年9月定例会（千葉県議会）において「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（以下「県条例」という。）」が制定され、平成31年4月1日から施行されることになり再生土の埋立てが届出制となります。

県条例の適用除外を受けるに当たり、市条例と県条例との間で再生土等の定義を統一し、両条例の運用に支障が生じることのないようにする必要があります。

〈概要〉

- (1) 再生土等の定義を県条例の定義に合わせます。
- (2) 中間処理施設などの再生土等の製造場所における一時堆積等については適用を除外します。
- (3) 改正した条例は、県条例の施行の日に合わせて、平成31年4月1日から施行します。

〈意見提出ができる方〉（根拠：佐倉市市民協働の推進に関する条例による手続）

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・上記の方が主体となって構成された団体（市民団体）
- ・市内に事務所又は事業所を有する法人

〈意見募集期間〉

平成31年1月10日 ～ 平成31年1月24日

〈意見の提出方法〉

- ・案件名、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、を明記の上、下記の方法によりご意見をお寄せください。なお、口頭、電話でのご意見は受け付けておりません。

【持参】環境部廃棄物対策課窓口

【郵便】〒285-0845

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市環境部廃棄物対策課クリーン推進班

【FAX】043-486-2504

【E-mail】haikibutsu@city.sakura.lg.jp

※この手続は案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。

※お寄せいただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例の一部改正」に対する意見・提案

氏名又は法人・団体名	
住所又は所在地 (法人は、市内の事業所・ 事務所を記入)	
※市外在住のかたは、以下の欄もご記入ください。	
勤務先又は学校名	
勤務先又は学校の所在地 (地番省略可)	

意見・提案をご記入ください。	
意見・提案内容 (なるべく具体的に記入して ください。)	

※1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。

※2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。

※3 提出は、下記までご持参いただくか、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出・問い合わせ先)

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所 環境部 廃棄物対策課

[FAX] 043-486-2504

[メール] haikibutsu@city.sakura.lg.jp